

戦後の保険事業と保険行政の歩み

1. 生命保険事業

紙面の都合により昭和20年から昭和46年までの間の諸経緯は本号では省略することとしたが、読者の便を考え、省略した内容の項目を冒頭に掲げておくこととした。

なお詳細については、本月報250号（1972.12発行）を参考にさせていただきたい。

- (2) 多様化した新種保険
- (3) 契約者配当の生命保険会社間の格差拡大
- (4) 継続率の改善と外務員制度の合理化
- (5) 生命保険会社の資産運用
- (6) 生命保険をめぐる自由化の動き
- (7) 法人税法等の改正
- (8) その他の動き

〔7〕 第7期（昭和47—50年）

〔1〕 第1期（昭和20—22年）

- (1) 終戦処理
- (2) 再建の方策

〔2〕 第2期（昭和23—27年）

- (1) 関係法令の整備
- (2) 契約者配当の再開
- (3) 保険料率の引下げ
- (4) 課税優遇措置の復活

〔3〕 第3期（昭和28—32年）

- (1) 新しい保険の発達
- (2) 経費の節減
- (3) 保険料率の引下げ
- (4) 調整勘定の閉鎖

〔4〕 第4期（昭和33—37年）

- (1) 保険料率の引下げと画一化の是正
- (2) 法人税課税方式の変更
- (3) 団体年金保険の発売
- (4) 保険審議会の設置

〔5〕 第5期（昭和38—40年）

- (1) 不動産取得の規制
- (2) 生命保険料の所得控除
- (3) 保険料率の引下げ
- (4) 指定時前契約に対する繰上げ支払措置
- (5) 相互会社組織運営の改善
- (6) 募集制度の合理化と継続率の改善
- (7) 関係法令の改正

〔6〕 第6期（昭和41—46年）

- (1) 責任準備金の充実と経営の効率化

（1） 保険審議会と国民生活審議会の答申

保険審議会はこの期に2度開かれ、三つの答申を行つている。まず47年6月20日に保険事業の国際化の進展に関連しての商品諸問題と準備預金制度の適用に關しての資産運用のあり方についての答申を行い、その内容は、①商品についてはわが国で販売されていない無配当保険、変額保険または個別定期保険、疾病保険等の新種保険を前向きな姿勢で対処すること ②資産運用については現在の貸付中心的運用から今後は機関投資家としての成長が期待されており、その環境、条件の整備とあいまって証券投資の拡充を図ることが適当であること ③準備預金制度の生保への適用については、業界の自主的規制措置の具体化を図つて、必要に応じて適正な行政指導、行政規制を行うことにより同制度の生保会社に対する発動は見合わせることを適当である、というものである。

続いて47年11月、国際化の進展等に伴う法制上の諸問題についての答申を行つた。その内容は、①外国生保事業者の日本人向け営業については内外生保業者間の衡平を期するため競争条件の確保と契約者保護の立場から、②開業供託金の金額引上げ ③財産利用方法書上の規制 ④財産の評価益、売却益の処理の規制が必要であり、これら必要な行政指導を講じることによつて営業が認めてさしつかえない ⑤新種保険については保険業法の全面的な再検討が必要であるが、社会的ニーズの高まりを考慮して、当面、現行法のまま行政上の必要な措置（定款変更、経理区分、分離勘定制度の設置、商品の性格の明示化等）を講じることにより、それらの範囲内で実施しても特に問題はない、というものであつた。

これらの答申後、わが国経済は変化をきたしはじめ、変額保険の設計、販売等の検討は遠のいてしまつたが、無配当保険、個別定期保険、疾病保険（または同特約）については実施に移している。

その後48年2月の国民生活審議会答申を一つの契機としてコンシューマリズムの高まりは金融・保険にも大きく波及し

たが、このような中であつて、保険審議会は48年10月に審議を再開、約2年間の審議ののち、50年6月「募集制度」「商品」「保険計理」「資産運用」「会社経営」の多岐にわたる問題の指摘と方向づけをした「今後の保険事業のあり方について」の答申を行つた。その内容は①生保事業における社会的責任の遂行と既成概念にとらわれることなく消費者の意向、要望を企業努力の中にとり入れ、契約者第一主義の経営に徹すべきである ②商品についてはニーズに応える開発と普及を図ると同時に既存商品についても再検討を行うこと ③生保会社間の経費率、資産運用利回り等経営効果が保険料の軽減、配当の増額等により契約者負担の軽減に反映されることが望ましい ④消費者の信頼を確保することの一環として募集秩序の確立が不可欠である ⑤物価上昇への適切な対応を期するよう商品開発、既契約についての契約内容の変更、利回り等資産運用効率の向上によりその成果を極力契約者に還元していく努力が必要であり、事業費節減の努力を通じて厳しい経営環境の克服に努めること等の提言である。

他方、前述のように総理大臣の諮問機関である国民生活審議会の消費者保護部会では48年2月「サービスに関する消費者保護について」の答申を行つている。その中で保険サービスのあり方にふれており ①消費者選択の幅の拡大 ②契約条件の適正化と選択情報の提供 ③募集制度の適正化 ④消費者意向の反映等を基本的認識として消費者保護のための施策を講ずるよう厳しい提言をしている。業界はこれら指摘事項について対策を進め、その線に沿つて実現に努めているところである。

(2) 沖縄の戦前契約の処理

戦前の沖縄における保険契約は19年2月以降行政指導により今日まで凍結されたままとなつていたが、47年5月の沖縄の本土復帰に伴い契約関係者に次のような要領によりその償還を始めた。

①19年2月現在有効であつた契約は現在も有効であるとみなす ②期間内の死亡、満期には保険金を支払う ③復帰現在満期の到来していない契約には同日における解約返戻金価格を支払う ④支払金額は終戦時の責任準備金の12倍相当額を特別分配金として上のせする。

(3) 琉球生命の参加

沖縄の本土復帰に伴い現地の琉球生命保険相互会社が自動的に日本社となつたが、復帰当時は現日本社の沖縄進出は琉球生命育成のため避けることとしていたが、1年後これも解除された。しかしながら経営続行をうけいて日本生命に契約の包括移転を行い、50年8月その事務手続を完了させ、50年度末には解散することとなつた。なお、沖縄生命も、当時、現地にあつたが、本土復帰時に協栄生命に吸収合併されている。

(4) 米国生保会社アリコ社が日本人向け営業開始

本社が米国にあるアメリカンライフ社（略称アリコ）が、

47年12月日本人向け営業の免許を得、48年2月業務を開始した。商品は無配当保険（養老保険、定期保険、通減定期保険のほか各種の特約）で、同時に高額割引制度の導入もしている。これが、日本社に刺激を与え、日本社においてもその後無配当保険、定期保険の発売や高額割引制度の導入もみられるようになった。

(5) アメリカンファミリー社の日本人向け営業開始

外国保険会社の日本人向営業は、すでにアリコ社が行つているが、これに続いて49年10月にアメリカンファミリー社が営業免許を得て、同年11月営業開始をしている。商品は無配当終身保険で、いわゆるガン保険であり、販売方法も代理店方式で行つている。

(6) ニーズに即した新種保険の開発

アリコ社の日本進出で日本社の商品も変化をみせてきた。満期保険金と死亡保険金との割合が1対1とする養老保険が主流であつた生保は、30年代後半は万に備えての生活保障の必要性が高まり、いわゆる定期付養老保険が主流となつてきた。1対2、1対3から1対5と拡大され、更に、災害死倍額保障を組み込み、または死亡保険金の年金払い方式でその年金総額が30倍あるいはそれ以上の大型保障をする種類のものも販売された。49年度には、養老保険に定期特約を付加し、契約者の任意の倍率の選択による保障が得られるような仕組みにまで発展してきた。

他方、満期保険金はさておき、物価上昇の中で少額の保険料負担で、より大きな保障をする保険を望む声もあり、これにはいわゆる掛け捨て保険といわれる定期保険、または終身保険が対応するものとなつた。特に、定期保険は個人加入の形で入れるのは一部の会社にあつたが、大方は集団扱いの形でしか加入できなかったものである。49年度後半、個人向け定期保険の発売は全社的となつた。この定期保険の形をかりてインフレに対処するいわゆる物価指数保険の開発、発売も行われたものである。この種の保険の販売に伴い、保険料の銀行口座利用による自動払込み（自動引き去り）制度も徐々に活用し始められた。

また、別の需要すなわち疾病による入院に対し、または手術を受けた場合の保障を望む声もあり、ここに疾病保険または疾病特約の登場となつた。これが急速な普及となつて、災害保障とあわせて生活総合保障としての生命保険ができあがつてきた。

死亡保障を望む声に対し、保険期間が短い、または保険期間の途中で生存給付されるような仕組みの保険も望まれ、これに応えるべく短満期養老保険、短満期生存保険、クジ付の割増金付貯蓄保険なども一部の会社から発売された。このほか生命保険契約も勤労者財産形成貯蓄契約に参入することとなりいわゆる財形貯蓄保険の発売もみられた。

以上のほかに団体定期保険運営基準の一部改正が行われている。最高保険金の引上げ、配偶者団体の適用範囲の拡大、

保険金額の組数制限の廃止、最低保険金額に対する倍数制限の緩和、第2回全会社生命表の死亡率採用に伴う保険料率の引下げ等が行われたもので、団体定期保険用の労働災害保障特約の創設、発売もこの期であった。

(7) 約款改正等サービスの充実

約款関係のことについては国民生活審議会の答申にもとりあげられていたが、この期では次のような画期的な改正があった。

①無診査契約の早期死亡における保険金削減規定を撤廃し、また「無診査契約」を「告知書のみにより選択した契約」または「告知書のみによる契約」と改めた。

②契約を申込みしたのち4日以内に加入者が契約取消しを申し出た場合、それに応ずるいわゆるクーリングオフ制度の採用。ただし、医師の診査を要する契約で、診査終了後での取消しは適用しないこととされている。

③定期保険契約を更新する際、被保険者の健康状態いかにかわらず更新できるようにしたいいわゆる「無条件更新制度」の採用。

④定期保険には中途増額制度をとり入れ、定期保険を除く既契約死亡保険には、定期保険特約を付加して死亡保障額を増加させる「特約中途付加制度」を採用した。

⑤災害保障特約等の特約では主契約が満期を迎えた場合などで当該特約も満期となるが、この場合、もし入院給付のある特約で満期が入院中に到来したときは、当該入院については満期後の入院に対しても所定の期間分は給付の対象とするものとした。

⑥解約返戻金の算出基礎が20年テルメル式責任準備金額であったものを純保険料責任準備金額に改め、解約返戻金の増額を図った。

(8) 第2回全会社生命表の死亡率採用で保険料率下がる

49年5月（一部の生保会社は4月）から第2回全会社生命表の男子死亡率をほとんどの配当付死亡保険及び無配当死亡保険に採用し、保険料率の引下げを図った。これで戦後6回目の引下げとなった。また、定期保険にあつては49年末に予定事業費の一部引下げを行い、結果的に1年の間に2度の料率引下げをみている。これらはもちろん既契約に対しては契約者配当で、またはある時期から一斉に保険料率を下げるとかして新旧契約間の均衡を保つように配慮されている。

(9) 消滅時特別配当等契約者配当の充実

長期継続契約を優遇する措置として、契約後10年以上経過した契約に対しては普通配当のほかに特別配当の割当を大部分の会社で実施したが、46年度決算では契約の満期時に満期特別配当としたのに対し、47年度決算では満期契約に対してのほか死亡により消滅する契約に対しても割り当てることとし、その配当率も大幅に引き上げられた。48年度決算では満期、死亡の契約のほか解約される契約に対しても割り当てら

れ、その配当率は再度引き上げられている。49年度決算では20年代契約に対しては、50年4月1日以降満期等で消滅する場合に支払うこの配当率（額）を大幅にアップさせ、しかも当該配当率（額）は契約者に予め通知し、将来について支払うことを確約したものである。30年代以降の契約については48年度決算時の割当て率と同じとされた。もう一つの長期継続契約に対する毎年の特別配当の配当率は逐次下げられ、その分は消滅時特別配当の配当率等へ回わされている。

普通配当については、47年度決算では責任準備金増計画の遂行実績を反映させて利差配当対象責任準備金の増額により利差配当の増配を図り、48年度決算では新生命表の採用とのバランスから死差配当の配当率を大幅に増加させた。当年度限りとする臨時配当の実施もみた。49年度決算では利差配当の配当率の引上げ、死差配当の配当率も48年度決算に引き続き調整され、増配——特に無診査契約の配当の配当率を有診査契約なみの配当率に近づけている。また、災害保障特約等災害関係特約に対する配当の実施もあつた。

(10) 1被保険者に対する保険金付保最高限度の引上げ

1被保険者に対する保険金付保最高限度額は、基本的には生保会社の自主責任による事項として処理すべきところのものと思われるが、他面、社会的影響をも考慮して、これについては従来どおり各社の契約状況を考慮しながら逐次引き上げていくこととしたものである。47年9月大手会社、中小会社という規模を問わずに1億5千万円を限度とする線を定め、出再保については生保各社の判断で行うこととしたが、49年度になつて定期保険の積極的販売を考慮し、2億円限度の線が出るようになった。しかし、中小会社にあつて2億円に引き上げる場合やや背伸びしている感もあるので、2億円とした場合は従来の1億5千万円までは自社保有でもよいがこれを超過する部分は出再保して危険分散する条件とした。

これらのこととあいまつて簡易保険の1被保険者に対する付保最高額の引上げ等もあり、生保の無診査契約の限度額は年齢39歳以下は500万円、40歳以上は従来どおり300万円と一応定めた。

(11) 生命保険料の所得控除限度額の引上げ

49年度税制改正によつて、41年以来8年ぶりに生命保険料の所得控除限度額が引き上げられた。すなわち、払込保険料が2万5千円までは全額、2万5千円をこえて5万円まではその2分の1、5万円をこえて10万円まではその4分の1、合計最高5万円までがその年の所得から控除されることになった。

(12) 募集制度の改善

国民生活審議会の答申をまつまでもなく、生保業界の問題のひとつは募集人の資質向上を図ることであつた。他方、保険審議会の審議経過でも問題とされたところであるが、49年7月から業界共通の教育制度が確立され、消費者の信頼にこたへ得る募集人の育成に努力が払われるものとなつた。すなわ

ち、①募集人（外務員）の採用基準の強化と待遇の改善 ②業界共通教育の拡充（説明会，研修会，同行募集の義務等），が柱となつている。

（13） 募集文書図画の承認制度の廃止その他

この期は実に動きの激しい時期で，上記のような事項に対し，次のとおり諸施策が実施された。

①財務貸付の準備預金制度の準備預金率の引上げに伴う生保会社の自主規制の実施 ②資金運用について生保会社の自主性拡大 ③土地関連融資の規制 ④募集文書図画の承認制度の廃止と業界の自主運営による規制 ⑤契約のしおりの内容改善とその手交の徹底 ⑥配当金を預る場合の預り利率等預り利率関係の引上げ ⑦消費者の意向を吸収し，そのまた反映を図るための公共関係委員会の発足（生保協会ベース） ⑧相談窓口の整備充実（生保各社ベース） ⑨公共福祉への協力（例，住宅金融協力）

（14） 保険会社の関連会社のあり方

金融機関の土地融資ならびに銀行の出資不動産会社のあり方に関連して，生保会社の関連不動産会社のあり方についても社会的に問題とされたことから，当局は，生保会社の公共性にかんがみ，関連会社の適正化指導を行い，50年2月には関連不動産会社についての具体的改善施策を示したほか，50年9月には一般関連会社をも含めた関連会社全体の適正化のための具体的措置を示した。

〔8〕 第8期（昭和51年以降）

（1） 保険審議会答申の対応

50年6月27日の保険審議会答申は，保険行政及び保険会社の活動について総合的かつ抜本的な検討が加えられたものであり，画期的なものであったといえる。

これに対し行政及び業界では，審議の途中段階から対策を講ずるなど迅速な対応を行つてきており，既に社員総代の構成の改革，傍聴制度，契約者懇談会が逐次実施されつつあるほか，外務員資質の向上のための諸施策や物価上昇に対応する商品の開発も次々と具体化されているところで，今期も引き続き積極的な対応が行われている。

（2） 保険募集チャンネルの拡大

保険募集は外務員の手によるものだという考え方から，顧客の方から申し込むという方向への販売チャンネルの拡大が図られつつある。既に一部で実施されていたデパート等の店頭ベースでの販売に加えて，クレジットカード会社と代理店契約を結ぶことによつて行う窓口販売，銀行の定期預金の利息を保険料に充当する預金セット販売が行われた。

（3） 西武オールステート社の営業開始

50年12月9日付で，保険業法第1条1項の規定に基づき，

西武オールステート生命保険株式会社が生命保険事業及び生命保険の再保険事業を営むことを免許した。この結果，わが国においては生命保険事業を営む会社は，保険業法に基づくものが21社となり，このほか，外資法に基づき，日本人向けの営業を行つている2社を含めると合計23社となつた。なお，同社は，西武流通グループとシアーズ・オールステート・グループとの折半出資による日米合弁会社であり，51年1月25日より営業を開始した。販売商品は，全て無配当保険であり，西武流通グループ小売業の店舗内に販売拠点（保険ショップ）を設置し，専業営業社員により店頭販売を行う販売体制に特徴がある。

（4） 生命保険文化センターの設立

消費者に対し，商品選択に資するための情報提供を促進することを目的として，学識経験者を加えた第三者的機関である「財団法人生命保険文化センター」が，51年1月設立許可され，生命保険に関する情報提供や諸調査・研究を行うこととなつた。

（5） 商 品

既契約の配当等の権利を生かしつつ新種商品に移り移ることができるとなる転換制度については，50年10月に1社が開発したのに引き続き51年中に11社が取扱いを開始し，急速に普及してきた。また，中高年齢層の成人病に対する関心が高まってきたており，成人病罹患の場合には多額の費用もかかるうえ家族の心配も尽きないということから，これを保障する目的の成人病特約が開発され，さらに，女性が入院した場合等の家事労働の喪失は甚大なものがあるとして，被保険者を女性に限つた女性保険が注目された。

そのほか，1被保険者に対する保険金付保限度について，国民所得の向上，選択能力の向上から，2億円を3億円に引上げ，告知扱契約もその取扱いを800万円（40才以上は500万円）としたほか，検定調査士選択もその実績を見て3,000万円まで取扱できることとした。

災害保障特約についても見直しがなされ，契約者の希望するものが付加できるように傷害特約と災害入院特約に分離され，給付支払事由の拡大が行われた。

（6） 保 険 計 理

保険料は，国民の死亡率の低下等に伴つて戦後6回の引下げが行われていたが，さらに51年3月主力商品の予定利率を，それまでの4%から保険期間20年までを5.5%，20年超を5.0%に引上げ，戦後7回目の保険料の引下げが行われた。同時に，従来一部商品について女子の死亡率は男子死亡率を3～4才ずらして使用していたが，この際ほとんどの商品について4才セットバックが実施された。

解約返戻金についても，戦後4回にわたつてその改善が図られてきているが，51年3月より，従来責任準備金から初年度対千35円の解約控除を差し引いていたが，これを対千30円

に引下げ解約返戻金を増加させた。

(7) 地銀生保住宅ローン(株)の設立

生命保険会社の資産の拡大に伴う金融機能の増大とともに、国民的要請に沿った住宅関連融資の拡大と生保各社の出資による住宅金融会社の設立を検討すべしという保険審議会の指摘に対し、51年6月地方銀行63行生保会社20社の出資による「地銀生保住宅ローン(株)」が設立された。

2. 損害保険事業

〔1〕 第1期(昭和20—22年)

(1) 終戦処理

終戦により、陸上戦争保険、戦争死亡傷害保険、地震保険等の戦争保険制度は、根拠法令が廃止され、その整理が急がれた。すなわち、軍需補償を課税の形で打ち切った21年10月の戦時補償特別措置法により、その戦争保険も、個人5万円、法人1契約につき1万円、計10万円を限度として打ち切られた。

損害保険統制会は、連合軍の指令により、20年9月末に解散し、政府の再保険事業等を扱っていた損害保険中央会(後22年9月閉鎖機関に指定され、その業務を東亜火災社が引き継いだ。)が暫定的に損保業務の連絡事務を行っていたが、21年1月、損保全16社を会員とする日本損害保険協会が発足し、23年5月社団法人となり今日に至っている。20年10月財閥解体の指令により、損保会社7社が制限会社となり、また22年1月に公職追放令が財界に及ぼされ、損保業界からも多数の人々が去らなければならなかった。

(2) 事業の麻痺

(イ) 損保会社は、長年の蓄積を一挙に失い、その機構等も大きな変革を受け、一時は全くの麻痺状態に陥った。被保険物件である家屋は戦災による5分の1近くが焼失し、戦前610万総屯あつた船舶は170万総屯に激減し、保険料の減収は不可避であつた。終戦直後の諸種の悪条件により、損保会社の内容は著しく悪化した。21年11月には、数社が生保会社から融資を受け、22年2月飯田の大火に際しては、1億円の保険金支払のため、市中銀行から借入れを行うという状態であつた。

(ロ) 21年8月の金融機関経理応急措置法により、新旧勘定の経理が始められたが、損保会社は、業績の不良と新旧勘定分離のため、22年3月決算を延長するという異例のことがあつた。23年3月末、旧勘定の終了したとき3億3千万円の損

失があつた。責任準備金の積立率も21年度は、40%にも満たなかった。

(3) 再建の方策

(イ) こうした損保会社の危険を救うには、保険料率の上げが不可避であつたので、22年1月に普通物件及び倉庫物件35%、工場物件80%の大幅な引上げ、同年8月に割増規定の改正、同じく11月に普通物件50%、工場物件及び倉庫物件35%の相次ぐ引上げが行われた。また海上保険においては、船舶の保険価額基準が引き上げられた。この結果、22年度の正味収入保険料は一挙に前年度の3倍半強に増収し、翌23年は更に2倍半近くに続伸した。

(ロ) 21年4月中央会が再保険の引受けを中止したので、元受15社がプールを結成し、再保険の消化を図り、その業務は東亜火災社が行つた。更に23年4月に、各社が持株会社となつて東亜火災海上再保険会社を設立し、再保険を処理することになった。また海上保険においては、一部を政府に再保険する超過損害再保険制度も設けられた。

(ハ) また他方、大火災が続発したので、損保協会では、防火運動の必要を痛感し、予防特別委員会を設け、各損保会社からの特別拠出金により、積極的な火災予防運動を全国に展開した。

〔2〕 第2期(昭和23—27年)

(1) 事業の立直り

(イ) 23年度に入つて、北陸地方大震災等の打撃はあつたが損保事業は再建策が功を奏したのみならず、インフレのこの業種に及ぼす影響、付保対象の激増により、業績は好転した。かくして、戦後3年にして早くも収支は黒字に転じ、23年度決算では、4億3千万円の利益をあげ、繰越損失金を埋めてなお1億9百万円の剰余を見た。また責任準備金は3倍近く、総資産は倍以上に増加した。

(ロ) その後も生産の回復、商船隊の再建、貿易の再開等日本経済の復興に支えられて、損保事業は急速な立直りをみせた。もつとも、インフレの収束、付保対象の激増傾向の緩慢化等に加えて、料率の引下げへの転換により、収入保険料等の増加率が年を追つて鈍化したのはやむを得ないことであつたが、資産は比較の変らない増加率を保ち、戦前、生命保険の2割程度にすぎなかつた損保の総資産は27年度は9割に達した。しかし他面、払込資本金の回復は最も遅れ、損保株は一時証券市場の花形となつたが、26年度以降各社は過少資本是正のため頻りに増資を行い、29年度までに13.5倍の大幅な増加となつた。

(2) 関係法規の制定

戦後金融制度改正の一環として保険関係法令の改正等の諸問題が検討されたが、損保関係では、22年4月いわゆる私的独占禁止法が公布され、業法の統制協定に関する規定が共同

行為禁止に抵触することとなつたので、23年7月損害保険料率算出団体に関する法律が制定され、同年11月損害保険料率算定会が発足した。

22年後半頃から保険募集面のびん乱が甚しく、弊害が痛感されたので、23年7月募集取締に関する法律が公布され損保代理店も登録制のもとに、法律により、政府が直接取り締ることとなつた。

22年頃から、外国保険会社が連合軍司令部の免許を受けて日本に進出してきたが、24年6月外国保険事業者に関する法律が制定され、日本政府の手により外国会社の事業免許が行われ、日本会社と衡平の条件で監督がなされることとなつた。25年5月には船主相互保険組合法が制定され、本船保険組合が復活し、また新たに船主責任相互保険組合が設けられた。

独禁法及び事業者団体法違反をめぐつて1年の激しい議論の後、26年2月同意審決がなされ、公正取引委員会により、東亜社の株式の処分及び24年度再保険協定の廃棄が命ぜられた。この事件以後同年12月に保険業法が改正されて協定の制限が大幅に緩和され、また料率算出団体法も改正され、会員の料率遵守義務が規定されるに至つた。

〔3〕 事業への批判

(イ) 損保事業の急速な回復は、各方面の注目を集め、経済民主化、独占禁止の思想の強調とともに、24年8月から26年2月までの間に、四つの新しい保険会社が免許を得て発足した。

(ロ) 損保事業の好況は、高料率・高収益の批判を生み、各種組合、団体による類似保険の続出と公営保険の主張を招くこととなつた。すなわち、25年末の都営火災相互会社案を先駆に、27年頃には、北海道、愛知を始め各地に共済商工、消費生活協同組合等が陸續と起り、事業も伸展した。27年末には火災保険組合の設立を内容とする法案が国会に議員提出された。

(ハ) 損保業界は、このような情勢に対処し、また世評に応えるため、25年4月に一般普通物件10%、工場物件15%、同年11月に倉庫物件20%、翌年2月に住宅物件15%と相次いで保険料率の急激な引下げを断行した。

〔3〕 第3期（昭和28—31年）

（1）業績の安定

(イ) 戦後経済復興が一応終つたと考えられる28年頃から損保事業も相次ぐ料率の引下げ、デフレ政策の影響により、漸く増勢が鈍化し始めた。この頃、資産の回復は戦前の半分程度のまま、正味収入保険料は、戦前水準に達したが、その対前年度増加率は、30年度には6.8%に下がった。責任準備金の積立率は30年度に一応100%を、総資産は31年度に1,000億円を超え、漸く安定しつつあつた。21年には35%にまで低下した運用資産の総資産に対する割合も、30年度には87%に達

し、以後数年この水準を保っている。

(ロ) しかし質の面では、損保事業の経営効率を見ると、損害率がおおむね30%を割り、特に火災においては、損害率は20%にも達しないことがあり、他方、経費率は経費の高騰が甚しいため、50%を超すという不均衡を示した。大蔵省は、保険事業の公共性にかんがみ、事業費の削減をしばしば強く要請した。

（2）業界批判に対する態度

(イ) 公営保険については、28年10月の全国市長会の決議、31年10月社会党による公開質問状等があり、組合保険については、後に述べるとおり、立法化が進められつつあつた。損保会社に消防施設税を課する案は、30年頃から国会で議論され、地方制度審議会、税制調査会においても採り上げられ、以後毎年のように繰り返されていた。このようなときに、損保業界としては、大衆に接近し、よりよい保険を安く、かつ便利に発売することに努力せざるを得ない。各社間の利害関係が漸く調整され、俸給生活者にとつて便利な分割払の認められる団体扱火災保険契約が29年8月に認可された。

(ロ) 組合保険については、国会でも審議され、政府内部でも検討が進められてきた。共済事業を行う組合、団体のなかには、大火その他経営不振により、支払不能に陥るものが少なくなく、能代大火を契機に、30年5月国会が重ねて問題を採り上げ、各方面から法制化の要請が強まつた。そこで関係各庁間で鳩首協議を重ねたが、調整がとられないうちに、32年5月火災共済協同組合の法制化を含む中小企業等協同組合法の改正案が議員提案され、直ちに衆議院を通過、翌国会において参議院も通過し、同年11月中小企業団体法とともに成立した。この法律は33年4月1日から施行され、翌年4月からは、新しい火災共済協同組合が発足した。

〔4〕 第4期（昭和32—37年）

（1）事業の動向

(イ) 32年以降の損保事業は、年々順当な伸びを示したが、日本経済が30年代に入り、戦後の急速な回復期を経て、ようやく景気循環の波を経験するに至り、損保事業も一般産業の好、不況を敏感に反映するようになった。すなわち、33年度に景気の波を反映して元受収入保険料において前年度より減収になつたほか、経済の伸びがあまり著しくなかつた34年度、37年度においては、元受収入保険料の伸びは例年を大幅に下回る等の現象を示した。しかし、内部留保は着実に増加し、32年度末において約780億円であつた責任準備金は、37年度末においては1,497億円と5年間にほぼ倍増した。このような担保力の増加により、たとえば34年9月の伊勢湾台風の要支払保険金額45億円の巨額にも何等支障はなかつた。一方、資産の伸びは年平均16%で一時はほぼ肩を並べた生命保険との差は再び大きく開き、37年度末で総資産2,897億円となり、生命保険のそれと比べて約24.4%となつている。資産

の増加は、一般産業界の増資の盛行に追いつけず、資金運用において株式の保有割合が、30年度以降絶えず30%を超え、37年度末においては、約45%となつている。

(四) 一方34年以降為替の自由化が内外の圧力により計画的にすすめられ、損保業界も次第に国際競争にさらされることとなつた。

すなわち、34年12月及び35年1月には、外貨建、海外積荷保険、出再、受再保険契約が自由となつた。

(2) 保険行政の推移

(イ) 損保事業が、戦後10年間の回復期を経て、安定的な発展期に至り、経営の基盤がほぼ固まつた30年度においては、これまでその急激な発展の裏に隠れていた各種の問題が漸次表面に露呈されてきた。31年にいわゆるテーブルファイアー事件が起こり、31年10月、大蔵省は、代理店手数料の超過支払、割引、割戻しに関し特別検査を行つた。業界においても、32年2月、業務規制に関する覚書が交換され、その自主監査が徹底的に行われた。この結果、割引、割戻しが一般であつた業界の宿弊が一掃されるに至つた。

(ロ) この時期の後半から保険行政においては開放経済体制に移行する為の損保事業の整備育成ということに重点がうつつてきた。

37年3月には、わが国損害保険会社の国際競争力強化の一措置として保険業法の一部改正が行われた。これは、船舶保険料率に関して行う損害保険会社の共同行為を、独禁法の適用除外とするもので、国際競争上弾力的な料率決定が必要である船舶保険について、算定会料率から除外するとともに会社相互間の協定を可能としたものである。

(ハ) 一方、損害保険会社の国際競争力の強化については、その担保力の増強、料率の合理化と体質改善の面に重点がおかれた。担保力強化の一策として、従来健全経営の立場からややもすれば増資に消極的であつた態度を改め、会社の増資申請に対して前向きな姿勢で望むこととなつた結果、35年以降増資を行う会社が相次ぎ、32年度末において会社の総資本金約180億円であつたのに対し、37年度末には338億円と約1.9倍になつた。

料率の合理化については、その引下げがひきつづき行われた結果、火災保険を例にとつてみると、37年3月末における料率は普通物件の場合24年の約30%に低下している。

この他経営基盤の拡大のため、新種保険の創設による保険の普及が積極的に進められ、35年住宅総合保険が認可になつたのにつづいて、店舗総合保険が登場した。また新種保険の創設と並んで、代理店制度についての改正が33年に行われ、保険募集の効率化が図られたことも、体質改善の一環といふことができる。

〔5〕 第5期（昭和38—42年）

(1) 事業の動向

(イ) 38年以降においては、従来損害保険事業の中核をなしていた火災、海上保険の伸びが鈍化し、これにかわつて、わが国におけるモータリゼーションの伸展に伴う自動車保険が急激な伸びを示したことが著しい特色となつている。すなわち、37年度において約221億円で全保険種目合計の中で17%を占めるにすぎなかつた自動車保険（任意の自動車保険及び自賠責保険）の正味収入保険料は、42年度においては約1,075億円とこの5か年間に約5倍に達し、また全種目合計の正味収入保険料中に占める比率も28.7%（自賠責保険を含まず）となつて、42年度には火災保険とその地位を逆転するに至つた。

また、この自動車保険の急増を反映して、全種目合計の正味収入保険料も前記の停滞を脱し、42年度においては約3,749億円となつた。

この5か年間の平均増加率は23.1%に達している。

一方内部留保も又着実に増加し、42年度末においては責任準備金の額は約3,903億円となつたものの、その増加は、収入保険料の伸びにおいつかず、正味収入保険料に対する責任準備金の比率は37年度をピークに逐年低下し、42年度末においては104.1%となつて30年頃の水準にもどつており、担保力は相対的には低下している。

(ロ) なお、自動車保険については近年とみに損害率が悪化し、42年度においてはアードベースで70%を超えるといわれており、これが損害保険会社の事業収支を圧迫することが問題となつており、また、他方では近年の技術革新に伴い、マンモスタンカー、石油化学工業等、巨大リスクの発生が予想されるようになってきたため、損害保険会社の担保力の相対的低下が問題となるに至つている。

(2) 保険行政の推移

(イ) この時期における保険行政の主眼は、前期にひきつづき、損害事業の自由化に備えての損害保険会社の国際競争力の強化におかれていた。

為替の自由化の進展に伴い、従来為替管理で行われていた部門でも保険行政で解決しなければならない諸問題が生じた。そのうち最も重要なものが非免許の外国保険事業者への付保規制の問題である。すなわち、海外の非免許会社への直接付保は、戦後、為替制限という形によつて規制されていたが、その自由化に伴い、直接保険行政当局がこれを行う必要が生じ、38年6月、外国保険事業者に関する法律の一部改正が行われ、この種の契約を行おうとする者は、契約申込の際に大蔵大臣の許可を受けなければならないものとされた。

また、38年11月から保険審議会において損保業界の当面の諸問題について、検討が行われてきたが、43年3月、損害保険事業の自由化に備え、従来個別に検討されてきた問題を総合的な見地から議論するため、特別委員会が設置され、担保力、企業格差、競争と協調等の問題について検討が進められた。

(ロ) 前期にひきつづき、損害保険会社の担保力を強化する

ため、増資について前向きな姿勢がとられその結果、損害保険会社の資本金は、42年度末で573億円に達したが、増資に関連して、各社ごとの業績の如何を明らかにし各社の合理化努力、企業努力を刺激するため、37年度決算以降を所まで全社一律であった株主配当率は差異を設け、各社の経営実績が配当率に反映するように方針が定められた。

(イ) 料率の合理化についても、その引下げがひきつづいて行われ、火災保険については42年度末にはその料率は24年の約2分の1となつている。

新種保険については38年には、新規需要層の開拓を担つて従来の短期掛捨ての保険と異なつた、長期積立式で満期には掛金が払戻される新しい種類の保険が1社により発売された。次いで、43年4月以降は各社がこの種の保険を発売するに至つた。

また、新潟地震を契機として、住宅物件についての地震保険が、国家再保の下に実施されることとなり、41年6月、住宅総合保険及び新種総合保険に強制付帯という形で発足した。なお、地震保険については、43年2月、北九州えびの地区地震に際し、第1回の保険金が支払われた。

(ロ) 代理店制度については、39年度に、損害保険事業の体質改善のため、募集機構の効率化を目的として、代理店の自立化を主眼とする制度の改正が行われ、いわゆる新代理店制度が発足し、2年内の準備期間において42年度より完全実施にうつされた。

〔6〕 第6期（昭和43—46年）

（1）事業の動向

昭和43年度以降の損害保険事業の動向を見ると、モータリゼーションの伸展に伴つた自動車保険、自賠責保険のウェイトの増大が更に顕著となり、43年度には元受収入保険料中自動車保険（自賠責保険を含む。）の構成比が51%を超え、46年度においては、これが56%となつた。

この自動車保険を中心に住宅総合保険、店舗総合保険、長期保険あるいは傷害保険が加わつて、従来企業向けの保険と考えられていた損害保険について大衆化が著しく進んだ。大衆保険は小口のものが多く、また自動車保険は事故の発生率が高く、あるいは大衆が事故処理に不慣れである等企業保険とは相当性格が異なるものであり、おりからの消費者全権の回復の動きの中にあり、保険会社の対応態勢を整えることが急務となつている。

自動車保険の普及により、保険料収入は42年度の水準から46年度までにさらに倍増以上の伸びを示したが、他方、自動車保険特有の成績の不安定性が会社の損益面に影響を与えるようになった。例えば、自賠責保険については44年度において、ポリシー・イヤーベースで実に2,300億円余の累積赤字が生じ、このため44年11月には自賠責保険の、45年7月には任意自動車保険の保険料率引上げが行われている。

内部留保は自動車保険の伸びに追いつかず、内部留保率は

長期間一貫して低下傾向にあつたが、46年度にいたり保険料収入の伸びが鈍化したこともあつて、やや回復した。1隻で100億円を超える大型船舶、機体だけで80億円に達するジャンボ・ジェット機、巨大な石油コンビナート等損害保険の対象となる物件、したがつて予想される損害は著しく巨額になつてはいるが、損害保険業界は、内部留保の蓄積によるその消化を要請されている。

一方総資産も毎年平均27.2%と順調な伸びを示し、44年12月末には1兆円の大口にのせ、46年度末にはさらに1兆8千億円となつた。

（2）保険行政の推移

(イ) 昭和44年3月から保険業は資本自由化第1類業種となつたが、43年3月の保険審議会総会において設置された特別委員会では保険自由化の問題の総合的検討が進められ、44年5月の総会では競争原理の導入による経営効率の向上を骨子とした「今後の保険行政のあり方について——とくに自由化に対応して——」と題する答申がまとめられた。損害保険関係では、①料率の適正化の推進、②商品内容の多様化の促進、③経理に関する一定の基準の整備、④行政運営の弾力化、⑤経営の特色の発揮、⑥業界機構の運営の弾力化、⑦担保力の増強等が提言されている。損害保険については、戦後長期に亘りすべての面で全社画一の体制がとられてきており、それが損害保険事業の安定的成長ひいては契約者の保護に貢献してきたのであるが、損害保険事業も一応の水準に達し、その間に会社間に規模、内容等で格差が生じてきた現在、これ以上画一を続けることは各社の経営の効率化ひいては損害保険事業の発展にかえつて阻害要因となると考えられるようになったものである。

(ロ) 答申に盛り込まれた事項については、漸次その実現が図られつつあるが、その一つとして昭和45年7月には統一経理基準に関する銀行局長通達が出された。これにより、損害保険会社は、その収益を公表利益金または公表剰余金に反映させることによつて経営責任を明確にし、経営の効率化を促進するため、経理処理について統一した基準によることとされ、この基準は45年度から3か年の経過期間で実施することとされた。昭和46年度は、その経過期間の第2年目にあたるが、すでに大部分の会社がこの基準を達成する状態となつている。

(ハ) 保険料率については、損害保険の特殊性から自由化・弾力化については困難な問題があるが、料率水準の是正適正化は行政の主要課題である。この点については、例えば火災保険について、45年6月に住宅物件及び工場物件の料率をそれぞれ平均15%引き下げ、さらに47年度にも住宅物件の料率を12%(9月)、工場物件の料率を11%(11月)引き下げている。今後は引き続き料率水準の是正を図っていくことは勿論さらに可能な範囲で弾力化を考えていく必要がある。

(ニ) 保険の大衆化に関しては、保険会社側における営業体制の組直し等やるべきことは多いが、約款の平易化、「契約

者のしおり」作成等が進められている。約款に関しては47年1月に傷害保険の、47年10月には自動車保険の約款についてその平易化等を内容とする全面改訂が行われた。また契約者のしおりは、約款が難解である等の不満に対処するため、大衆契約については契約時に約款の重要規定の抜粋等を内容とするパンフレットを必ず顧客に渡すよう指導しているものであり、46年7月以降住宅総合保険、長期総合保険、自動車保険等8種の保険についてすでにしおりが作られている。

保険についての素人である大衆は事故が発生しても保険金の請求手続等不案内なことが多い。これに対しては従来から各保険会社または損害保険協会に相談所が設けられていたが、47年1月からはこのほかに、特に問題の多い自動車保険について損害保険協会の下部機構として全国各地に自動車保険請求相談センターが設けられた。

しかしながら、いずれにしろ保険は最終的な保険金の支払が完了するまでの全体的なサービスが商品のはずであり、個々の保険会社のサービス体制の一層の整備が何よりも要請される。

(4) 自賠責保険については、保険金限度額の引上げの要望が強かったこと、収支の悪化が著しく、累積赤字に苦慮していたことなどにより、44年7月自賠責審議会に対し、大蔵大臣から、自賠責の保険金限度額引上げ、同料率の改定等について諮問され、同年10月7日には、死亡・後遺障害保険金限度額の500万円への引上げ、保険料の全車種平均2倍に引上げ及び自賠責制度の改善を内容とする答申が行われ、同年11月1日から実施された。その後予定より早く過去の累積赤字が解消する見込みが出てきたこと、保険金限度額の引上げの要望が強まってきていること、自賠責制度について改善を要する点が残されていること等から自賠責制度全般についての見直しが必要となつてきている。

〔7〕 第7期（昭和47—50年）

（1）事業の動向

昭和30年代の高度成長を背景としたモータリゼーションの伸展により、損害保険全体の中に占める自動車保険、自賠責保険の割合は、急速に増大して43年度には50%を超え46年度には56%までになったが、その後は自動車の需要の鈍化等もあつて、47年度から50年度の間は57、52、50、51とむしろ低下する傾向を示している。しかし損害保険市場全体をみると、収入保険料ベースでみて46年度に比して50年度には約1.8倍となつており、むしろ住宅総合保険、店舗総合保険、長期保険、住宅火災保険など火災保険分野の充実とあいまって、自動車保険、自賠責保険を中心としたいわゆる大衆保険の分野が安定的な損害保険市場として確固たる地位を占めるに至つたものと言うことができよう。また、傷害保険、賠償責任保険等の新種保険についても、全体的割合は未だ低いものの、保険に対するニーズの多様化を反映して着実に伸びてきている分野である。

他方企業保険の分野においても、石油タンクからの油流出事故問題に端を発した油濁賠償責任保険、長い年月かけて裁判で争われている薬禍責任問題に対応する生産物責任賠償保険など巨額の危険に対応する保険が社会的にも要請されてきている。

このように損害保険に対する社会的ニーズは著しく高まつてきており、それとともに損害保険会社の社会的責任は一段と強くなつてきている。

これに対して保険事業の損益関係は、47年度こそヘビークレームの不発生等により271億円の事業利益を計上しえたが、中心となる自動車関係の不調の継続、事業費率の増大傾向などから48年度は事業損益において前年比200億円のマイナスとなり、49年度には当期純利益ベース9.9%の減益と34年度以来15年ぶりの減益決算となつた。50年度は支払保険金の増加率が3期連続して保険料の増収率を上回つたこと等から事故損益は大幅に悪化した。財産利用の多様化等により当期利益は若干の微増となつた。内部留保の蓄積率は48年度以降少しづつ減少してきており、巨大化した危険の負担が社会的要請により、今後増々増大するであろうということを考慮すれば、損害保険会社が今後一層経営の効率化を図り内部留保の強化に努めることが、その社会的責任を果たすために不可欠の前提とならう。

（2）保険行政の推移

(1) わが国の経済が従来の輸出優先、産業投資主導型の経済から生活優先、社会投資主導の経済へ転換したこと、一般的なコンシューマリズムの高まり等の保険事業をとりまく状況に大きな変化がみられるとともに、損害保険においても自動車保険を中心にして大衆化が進んだ等の著しい変化がみとめられることから、今後の保険事業、保険行政について、総合的かつ抜本的に見直すため、48年7月に保険審議会の委員改選が行われ、審議が開始された。その後約2年間にわたつて検討が重ねられた結果、50年6月に消費者のニーズへの対応を強調した「今後の保険事業のあり方について」と題する答申がまとめられた。損害保険関係では、①社会的ニーズへの的確な対応（特に住宅火災保険の改善、交通事故被害者保護の強化、巨大化し多様化する産業災害その他各種災害への対応等）②適正な競争と社会公共的責任意識に基づく自主的企業努力を通ずる経営効率化の推進③社会的要請に沿つた普及率の向上と保険金額の適正な水準の確保（特に、被害者保護のための十分な賠償資力の保障という観点から任意自動車対人賠償保険の普及拡大が重要）等が提言されている。

(2) 企業保険を中心に発展してきた損害保険について、大衆化が進み国民生活との結びつきが強くなつてきていること及びそれらの状況の変化により、保険会社の社会的責任は一層強いものとなつてきていることが明確にされたのである。

この答申については、答申文中に特に1項目をもうけて答申指摘事項の実施の確保がうたわれているが、答申指摘事項については50年中に早くも、生産物、生産施設等に係る損害

賠償責任を担保する油濁賠償責任保険及び企業包括賠償責任保険が発売され、また、住宅火災の実損てん補商品として価額協定保険が発売されている。

(イ) 保険料率については、引続き弾力化の方向で範囲料率制の導入、範囲の拡大の措置等がとられてきているほか、適正な料率水準の維持についても例えば、火災保険では、47年の住宅・工場物件の引下げに続いて48年に一般物件、49年に倉庫物件の引下げが実施されており、又、自動車保険、傷害保険等他の保険種目についても同様に引下げ等料率の適正化が図られている。

(ロ) 自賠責保険については、44年の保険金額改定後4年も経過しているので、各方面から大幅引上げの要望が出てきたのに対して、自動車事故率の低下を主因として自賠責保険収支に相当の余裕が見込まれたことなどから、48年11月に自賠責審議会の答申を得て保険料は原則として据え置いたままで保険金限度額を引き上げる(死亡・後遺障害の場合：500万円→1,000万円、傷害の場合：50万円→80万円)こととされた。

このような大幅な引上げが行われたものの、ほぼ時を同じくして起つた石油ショックに端を発する物価・賃金等の急激な上昇により、再び引上げを要請する声が強まってきたことから、50年6月に自賠責審議会の答申を得て、限度額が引上げられた。引上げの幅は前回引上げ後の物価上昇率等を勘案して、死亡の場合は1,500万円、傷害の場合は100万円に引上げられ、保険料は今後の保険収支見込から再び据え置のままにすることとされた。

また、自賠責保険については、48年の限度額引上げの答申においても指摘しているように、任意保険を含めた自動車損害賠償保障制度のあり方について長期的視野から検討を加えていくことが今後の課題として残されている。

(ハ) 地震保険についても、41年にこの制度が発足し、47年5月には1件当りの保険金限度額の引上げ(建物：90万円→150万円、家財：60万円→120万円)等の改正が行われたが、その後48年9月1日が関東大震災の50年目にあたること、49年12月に川崎市周辺に直下型地震の起るおそれがあることが大きく報道されたこと等から、社会的な関心が急速に高まってきたことなどにより、保険審議会においてもこの問題がとりあげられ、事情の許す限り改善を図っていくことが望ましいとされたことから、50年4月に地震保険制度が改正され、限度額が建物240万円、家財150万円となった。また、従来住宅総合保険、長期総合保険等にしか付帯しえなかつたものを、普通火災保険にも付帯できることとし、1回の地震等による支払保険金総額限度額の引上げ(4,000億円→8,000億円)等も同時に行われた。

(ニ) 従来は大衆保険といえば火災保険であつたことから、代理店の資質向上策も火災保険代理店中心に行われてきたが、自動車保険の著しい伸長から、そのような方向に変更を加える必要が生じ、46年から業界ベースで検討を加え、48年4月から新代理店制度が発足した。新代理店制度は、従来火災保険代理店についてのみ適用されていた募集従事者及び代

理店に関する制度を、火災保険及び自動車保険を統合した代理店に適用することとするものであつた。その後49年4月からは適用範囲を改正して火災保険、自動車保険に傷害保険をも統合した代理店にしている。

〔8〕 第8期(昭和51年以降)

(1) 事業の動向

損害保険会社の最近の業況は、石油危機に起因する景気の低迷により、個人消費の伸び悩み、民間設備投資の低滞等から、経済の成長率は低い伸び率で推移し、更に円高の影響から景気の回復が遅れる等の経済情勢もあつて、損害保険会社の保険料の増収率は、明らかに鈍化の傾向を示し、厳しい経営環境となつてきている。

損害保険に於ける保険料収入は、昭和47年度1兆2,896億円に対し51年度は2兆3,456億円でこの間1.8倍の増加となつている。

また同期間における総資産の増加は1.3倍となつている。

損保全体について保険料の構成を保険種類でみると、自動車保険、自賠責保険の割合は、51年度では全体の約52%とやや持ちなおし、43年度に50%を超えて以来引き続き過半数の占率を維持し、火災保険分野の充実とあいまつて大衆保険の大宗を成し、損害保険市場の大衆化、安定化に寄与している。

保険商品の開発は、保険に対する社会的ニーズの多様化に即応して幅広く行われているが、社会情勢を反映して新種保険に対するものが多く、この分野は近年ますます充実してきている。

特に最近では福祉社会への志向及び産業高度化に伴う各種危険の増加等に対応し、この面での損害保険に対する社会的ニーズの高まりが強くなつてきている。

保険事業の損益は、51年度においては景気の停滞を反映し保険料の増収率が鈍化したのが、自動車保険の損害率低下、責任準備金の積増負担減等から事業損益は改善され、当期利益は若干の増益になつた。

今後わが国の経済は、低成長安定型の形態を採ることが予想され、損保会社においても収入保険料の伸び悩み、事業外収益の減少等が経営安定に大きな負担となる一方、リスクの巨大化、集積化に対応する担保力増強が必要とされるため、担保会社は従前にも増して経営の効率化を推進し、担保力の増強に努めて社会的要請に十分応えられるよう配慮されるべきである。

(2) 保険行政の推移

(イ) 昭和50年6月の保険審議会において、「今後の保険事業のあり方について」の答申が出され、損害保険関係については、①社会的ニーズの把握とそれへの的確な対応 ②適正な競争と自主的企業努力を通ずる経営の効率化 ③普及率の向上と保険金額の適正な水準の確保等の提言がなされている。この答申の趣旨を踏まえて、その後損保会社が前向きに

対処してきた結果は、51年2月、51年10月、52年11月に開催された保険審議会に報告されたが、その実績は高く評価されている。即ち社会的ニーズに即応する商品の開発として、住宅火災保険分野では、実損てん補方式が導入され、価額協定保険の発売や改訂、満期戻金総合保険の発売、その他長期総合保険への中途増額制度の導入や総合保険の風水雪害保険金の改善等が行われている。自動車保険の分野では、一般の自動車保険に被害者直接請求制度、一事故保険金無制限制度、自損事故担保制度の導入や無保険車傷害担保、搭乗車傷害の担保範囲の拡大を盛り込んだ自家用自動車保険の発売等を行っている。また、最近、社会的賠償感覚の昂揚、賠償額の上昇に伴ない専門的職業人の業務に関連する賠償責任保険が発売されている。

(ロ) 保険料率については、引続き料率の適正化、弾力化が図られており、51年火災保険の住宅、一般物件の引下げ、同自動車保険の車両、対物賠償の引上げ、搭乗者傷害等の引下げ、52年火災保険の倉庫物件の引下げ等料率の適正化が行われてきている。また、従来一定料率であつた競走馬保険等を範囲料率、新設商品である弁護士賠償責任保険等について範

囲料率にするなど料率の弾力化も併せて実施されている。

(ハ) 地震保険については、52年7月、申込方法の改善を図り、契約締結にあつて、地震保険付帯の明確な意思確認をしないまま契約して万一地震が発生した場合に、地震保険を付帯していないことからトラブルが生ずることがないように普通火災保険、住宅火災保険、団地保険及び満期戻金つき長期火災保険契約に地震を付帯しない場合にはこれらの保険申込書の地震保険確認欄に付帯しない旨の確認印をとる措置をとつた。

一方、一般大衆の地震に対する関心の高まり等を反映した地震保険の付保金額の増加傾向に対処するため、53年4月から制度の改善を行い、1回の地震等による保険金支払限度総額を引上げる（8,000億円→1兆2,000億円）ことを予定している。

(ニ) 募集制度の改善については代理店教育の充実及び販売方法の多様化を図るため、登録前テストの導入（53年4月より）、育成期間の短縮などの代理店制度の改善のほか、更新契約の電話による契約申込みの受け付けも実施している。